

## 原因究明調査の結果、製品に起因する事故ではないと判断する案件

## (1) ガス機器・石油機器に関する事故として公表したもので、製品に起因する事故ではないと判断する案件

管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	事故内容	判断理由	備考
1 A200801385 平成21年3月14日(大阪府) 平成21年3月24日	半密閉式ガス湯沸器 (都市ガス用)	(火災) 当該製品を使用中、点火確認窓から炎があふれた。	○当該製品は専用の排気筒でなく、飲食店の厨房用集合換気ダクトフードに接続されていた。 ○当該製品に焼損や不具合等は認められず、ガス漏れもなかった。 ○当該製品内部には、多量の埃が認められた。 ●当該製品が厨房用集合換気ダクトフードに接続されていたことから、ダクトのファンによって強制的な給気が行われる状況となり、室内空気が集中したため内部に埃が堆積し、バーナーの火が引火したものと推定される。 なお、取扱説明書には「必ず排気筒を設け、排ガスは屋外に排出する」と記載されていた。	・使用約8年
2 A200900083 平成21年4月12日(香川県) 平成21年4月27日	石油温風暖房機(開放式)	(火災) 建物を全焼する火災があり、現場に当該製品があった。	○事故当時、当該製品は使用されていなかった。 ○当該製品は著しく焼損しており、コントロールパネル、燃烧フィルター、基板等周辺部に取り付けられた部品及び取っ手が焼失していた。 ○電源コードの被覆は焼損していたが、溶融痕は認められなかった。 ○電源コードが接続されていたコンセントは焼損が著しく、電源プラグ及びコンセントの樹脂部分が焼失し、原形を留めていなかった。 ●当該製品は事故当時使用されておらず、電源コードが接続されているコンセントのトラッキング等により出火に至ったものと推定される。	・A200900082(電気冷蔵庫)と同一事故(資料5(3)掲載)

	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	事故内容	判断理由	備考
	A200900854 3 平成21年12月24日(東京都) 平成22年1月7日	石油ストーブ(開放式)	(火災・死亡2名、重傷3名) 当該製品から出火する火災が発生し、2名が死亡し3名が重傷を負った。	○当該製品の周りにハンガーが落ちており、天板に繊維の炭化物と思われる付着物が認められた。 ○当該製品にこぼれた灯油に引火させる再現実験を行った結果、天板から約1mの炎が30秒ほど上がったが火災には至らなかった。 ○当該製品の給油タンクのキャップはねじ式であった。 ●使用者が、当該製品の給油タンクの口金を確実に締めなかったことにより、給油時に口金が外れて灯油がこぼれ、再点火の際、天板等に溜まっていた灯油に引火し当該製品の上部にあった洗濯物に燃え移り火災に至ったものと推定される。 なお、取扱説明書には、「給油口口金は確実に締める」、「衣類の乾燥などには使用しない」旨、記載されていた。	
	A200900887 4 平成22年1月1日(東京都) 平成22年1月18日	開放式ガス温風暖房機(都市ガス用)	(火災・軽傷2名) 当該製品の運転を停止させようとしたところ、当該製品から出火し、当該製品を焼損し、2名が火傷を負った。	○当該製品にガス漏れは認められなかった。 ○当該製品内部に、変色や煤の付着は認められなかった。 ○当該製品の配線に断線や溶融痕は認められなかった。 ○当該製品には、専用のガスコードではなく、ゴムホースが接続されていた。 ●当該製品には専用のガスコードではなく、ゴムホースが接続されていたため、接続が緩み、当該箇所よりガスが漏れ、燃焼室内の炎に引火し焼損したものと推定される。 なお、取扱説明書には、「必ず当社指定のガスコードを使用する」、「ガスコード以外のガスホース接続禁止」旨、記載されていた。	

	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	事故内容	判断理由	備考
	A200900894 5 平成22年1月5日(埼玉県) 平成22年1月19日	石油ストーブ(開放式)	(火災・軽傷1名) 火災が発生し、現場に当該製品があった。	<p>○当該製品の周囲には、空の段ボールが高く積まれていた。</p> <p>○火災現場は木造納屋で、当該製品は風の吹き込む場所に置かれていた。</p> <p>○使用者は、当該製品をつけたまま現場を離れていた。</p> <p>○当該製品の燃焼筒内部に煤の付着はなく、異常燃焼した痕跡は認められなかった。</p> <p>○給油タンクに破損等の異常はなく、油漏れの痕跡は認められなかった。</p> <p>●当該製品の周りにあった可燃物(段ボール等)に何らかの要因で当該製品の火が着火したものと推定される。</p> <p>なお、取扱説明書には「部屋を離れるときには、必ず消火し、火の消えたことを確かめてください。」旨、記載されていた。</p>	
	A200900904 6 平成22年1月11日(愛知県) 平成22年1月21日	ガスこんろ(LPガス用)	(火災) 当該製品で調理中、排気口付近より出火し、当該製品を焼損した。	<p>○当該製品のグリル使用中に、グリル内から出火していた。</p> <p>○グリルには、炭化した魚が残っており、多量の油が付着していた。</p> <p>○当該製品は、水受け皿に水を入れて使用する製品であるが、水を入れずに使用していた。</p> <p>●使用者が、水受け皿に水を入れずに使用したため、グリル内部が高温となり、水受け皿に溜まった油分が過熱し、出火に至ったものと推定される。</p> <p>なお、取扱説明書には、水受け皿には必ず水を入れて使うこと、水受け皿に水がない場合には溜まった脂が過熱され出火し、火災の原因になる旨、記載されていた。</p>	

	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	事故内容	判断理由	備考
	A200900911 7 平成22年1月5日(滋賀県) 平成22年1月22日	石油こんろ	(火災) 火災が発生し、現場に当該製品があった。	○事故現場の焼損は激しく、当該製品や壁、周囲にあつた たいす等が焼損していた。 ○当該製品の内部に、出火の痕跡は認められなかった。 ○当該製品の前面に可燃物の付着の痕跡は認められな かった。 ●当該製品の内部に出火の痕跡は認められなかったこと から、当該製品からの出火ではなく、外部から焼損したも のと推定される。 なお、出火元は特定できなかった。	
	A200901010 8 平成22年2月3日(秋田県) 平成22年2月10日	ガスこんろ(都市ガス 用)	(火災) 当該製品を使用中、火災が発生した。	○当該製品に焼損した痕跡は認められなかった。 ○使用者は調理油過熱防止装置が付いていない側のこ んろでフライパンを用い、天ぷら油を加熱し、その場を離 れていた。 ●使用者が、調理油過熱防止装置が付いていない側の こんろを使用して調理油を加熱したままその場を離れた ため、火災に至ったものと推定される。 なお、取扱説明書には「火をつけたまま離れたり、外 出、就寝をしない」旨、記載されていた。	

	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	事故内容	判断理由	備考
9	A200901028 平成21年10月17日(香川県) 平成22年2月17日	ガスこんろ(LPガス用)	(火災) 調理油過熱防止装置の付いていない側のこんろで調理後、その場を離れたところ火災が発生し、当該製品及び周辺が焼損した。	○使用者が、調理油過熱防止装置が付いていない右側こんろを使用した後、外出していた。 ○右側こんろの焼損が著しく、焼け焦げた状態であった。 ○右側こんろバーナー近辺にアルミ製フライパンのものと思われる塊が認められた。 ●使用者が調理油過熱防止装置が付いていない右側のこんろの火をつけたまま外出したため、フライパン内の調理油が過熱・出火し、火災に至ったものと推定される。 なお、取扱説明書には「揚げもの調理をする時は、必ず標準バーナー(天ぷら油過熱防止装置機能付)を使用する」旨、記載されていた。	
10	A200901034 平成22年2月8日(愛知県) 平成22年2月18日	開放式ガス温風暖房機(都市ガス用)	(火災・軽傷1名) 当該製品周辺より出火する火災が発生し、1名が火傷を負った。	○当該製品の燃焼室は、内部よりも外部の焼損が著しい状況であった。 ○燃焼室及びガス通路に異常燃焼の痕跡は認められなかった。 ○内部配線に溶融痕などの出火の痕跡は認められなかった。 ●当該製品の内部に異常燃焼の痕跡が認められず、製品内部よりも外部の焼損が著しい状況であることから、外部から焼損したものと推定される。 なお、出火元の特定はできなかった。	

	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	事故内容	判断理由	備考
11	A200901168 平成22年3月12日(愛知県) 平成22年3月29日	石油温風暖房機(開放式)	(火災) 当該製品を点火したところ、当該製品から出火し、建物が全焼した。	○当該製品は、給油して数十分後に、置台付近から炎が上がっていた。 ○当該製品の給油タンクから、ガソリン成分が検出された。 ○使用者宅では、灯油、ガソリン、混合油が保管されていた。 ●使用者が給油タンクへガソリンを誤って給油したため、当該製品使用時の熱で給油タンクの内圧が上昇してガソリンが置台に漏れ出し、炎が引火して火災に至ったものと推定される。 なお、当該製品本体、給油タンク及び取扱説明書には「ガソリン厳禁」と記載されていた。	
12	A201000033 平成22年4月3日(千葉県) 平成22年4月9日	ガスこんろ(都市ガス用)	(火災・軽傷1名) 当該製品で調理中、当該製品後方から出火する火災が発生し、当該製品及び周辺が焼損し、1名が火傷を負った。	○当該製品は背面が焼損しており、ガス取り入れ口(ホースエンド)が溶融していた。 ○当該製品の背面は、内側より外側の焼損が著しかった。 ○当該製品にガス漏れは認められなかった。 ○ガスホースは、ガス元栓側が一部残っているものの、焼損が著しかった。 ●当該製品の焼損状況から、外部から焼損したものと推定される。 なお、取扱説明書には「ゴム管はホースエンドの赤線まで差し込みゴム管止めで確実に止める。」旨、記載されていた。	

	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	事故内容	判断理由	備考
13	A201000056 平成22年3月15日(宮城県) 平成22年4月16日	ガスこんろ(都市ガス用)	(火災) 調理油過熱防止装置付きの当該製品で揚げ物を調理後、鍋から出火し、当該製品及び周辺が焼損する火災が発生した。	○使用されていた当該製品の右バーナーの燃焼状態は正常であり、調理油過熱防止装置も正常に作動することが確認された。 ○鍋底に油等の付着物が認められた。 ○使用者は調理中にその場を離れていた。 ●鍋底に油脂等が付着していたため、調理油過熱防止装置が鍋底の温度を正常に検知できず、油が過熱し、出火に至ったものと推定される。	
14	A201000057 平成22年4月7日(長崎県) 平成22年4月16日	開放式ガス瞬間湯沸器(LPガス用)	(火災) 当該製品着火時に、異音が生じ、当該製品が汚損した。	○販売事業者が取り付けただけの当該製品を使用したところ、爆発が起きた。 ○当該製品にガス漏洩箇所はなく、内部に煤等の汚れは認められなかった。 ○当該製品を設置した際、既存のゴムホースとゴム管口を使用していた。 ●設置業者が、既存のゴムホースとゴム管口を使用して当該製品を設置した際、接続に不備があり、微量のガスが漏洩して点火スイッチを押した際の火花が引火して爆発したものと推定される。 なお、取扱説明書には、金属管あるいは金属フレキシブルホース等で接続する旨、記載されていた。	・使用1年未満(取付直後)

	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	事故内容	判断理由	備考
15	A201000073 平成22年3月12日(奈良県) 平成22年4月23日	石油ストーブ(開放式)	(火災) 当該製品及び周辺が焼損する火災が発生した。	<p>○事故当時、当該製品の芯は消火の位置にあった。</p> <p>○前面パネルの樹脂部が溶けているが、内側より外側の方が焼損が著しかった。</p> <p>○燃焼筒などの製品内部に異常燃焼の痕跡は認められなかった。</p> <p>○給油タンクや蓋に変形等の異常は認められなかった。</p> <p>●当該製品内部に出火につながる痕跡は認められず、外部からの熱により焼損に至ったものと推定される。</p> <p>なお、出火元の特定には至らなかった。</p>	
16	A201000095 平成22年4月22日(愛媛県) 平成22年4月28日	ガスストーブ(LPガス用)	(火災・重傷1名・軽傷1名) 当該製品を点火したところ、漏えいしていたとみられるガスに引火して爆発し、2名が負傷した。	<p>○事故発生前に当該製品の器具栓つまみが「半開」の位置になっており、ガスが漏れていた。</p> <p>○事故発生後も当該製品に異常はなく、正常に作動することが確認された。</p> <p>●当該製品の器具栓つまみが「半開」の位置になってガスが充満していたところに使用者が点火操作を行ったために、ガスに着火・爆発したものと推定される。</p> <p>なお、当該製品には、立消安全装置は搭載されていなかった。</p>	平成22年4月23日に経済産業省原子力安全・保安院にて公表済事故 平成22年4月28日に消費者安全法の重大事故等にて公表済

	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	事故内容	判断理由	備考
17	A201000473 平成22年8月16日(岡山県) 平成22年9月2日	ガスこんろ(都市ガス用)	(火災) 当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○当該製品の外郭に、前方下部から熱を受けた痕跡が認められた。 ○当該製品内部の焼損は軽微であり、器具栓のリングに熱溶融等の異常はなく、内部から出火した痕跡は認められなかった。 ●当該製品から出火した痕跡は認められず、外部からの熱により焼損したものと推定される。 なお、出火元については特定に至らなかった。	

## 原因究明調査の結果、製品に起因する事故ではないと判断する案件

## (2) ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故として公表したもので、製品に起因する事故ではないと判断する案件

	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	事故内容	判断理由	備考
1	A200900121 平成21年3月24日(長崎県) 平成21年5月15日	テレビ(ブラウン管型)	(火災) 当該製品で視聴中に異音が生じて出火した。	○当該製品は、水差しの置かれた神棚の下に置かれていた。 ○何らかの要因で神棚の水差しから水がこぼれ、当該製品の内部に侵入していた。 ●神棚の水差しから水がこぼれ、その下に置かれていた当該製品に落下し内部に侵入したため、内部部品の絶縁劣化が生じショート、出火に至ったものであり、製品に起因しないものと推定される。	使用約14年

## 原因究明調査の結果、製品に起因する事故ではないと判断する案件

## (3) 製品起因であるか否かが特定できていない事故として公表したもので、製品に起因する事故ではないと判断する案件

	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	事故内容	判断理由	備考
1	A200800488 平成20年8月6日(福岡県) 平成20年8月8日	エアゾール缶(消臭剤)	(火災) 車のエンジンを切った状態で当該製品を大量に噴射した後、窓を開けて喚起をした。しばらくして手がシガーライターに接触した際に、発火し、エアコンの吹き出し口等から燃え広がり、車が全焼した。	<p>○当該製品は事故後に使用者が廃棄しており確認できなかった。</p> <p>○使用者は、車の窓を開け、当該製品を本体表示で指定された噴射時間(2秒間)の10倍に相当する20秒間噴射し、その後30分間放置していた。</p> <p>○同等品により、当該事故の自動車と同型のエアコン機構を用いて、使用者の使用状況を再現した結果、エアコン吹き出し口後からエタノールが流れ落ちエタノールは揮発し、その状態でシガーライターを使用しても引火には至らなかった。</p> <p>○使用状況の5倍量(100秒間)を噴射しても、同様の環境下においては、当該製品の成分であるLPG及びエタノールの爆発限界濃度に達しないことが確認された。</p> <p>●使用状況の5倍量(100秒間)を噴射しても、事故状況の環境下においては、当該製品の成分であるLPG及びエタノールの爆発限界濃度に達しないことが確認されたこと、及び事故状況が再現されなかったことから、事故との因果関係は特定できず、当該製品に起因しないものと推定される。</p> <p>なお、事故品は事故後に廃棄されており確認できなかったが、同等品の本体には、「窓を開けファンスイッチ及びエンジンを切り、約2秒スプレーし、数分間放置する」と記載されていた。</p>	

	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	事故内容	判断理由	備考
2	A200800678 平成20年8月30日(神奈川県) 平成20年10月6日	電気がま	(重傷1名) 当該製品から異臭がしていたため、水洗いをして使用していたところ、体調を崩した。	○当該製品及び同等品のVOC放散量には異常は認められなかった。 ○当該製品で沸かした水への化学物質の溶出量には異常は認められなかった。 ●当該製品及び事故同等品のいずれも異常は認められなかった。 なお、事故との因果関係は特定できなかった。	
3	A200801255 平成21年2月11日(栃木県) 平成21年2月19日	水槽用サーモスタット	(火災) 火災が発生し、現場に当該製品があった。	○当該製品の樹脂製外郭及び基板の一部が焼損していたが、熔融痕等の出火の痕跡は認められなかった。 ○当該製品の電源プラグにトラッキング等の出火の痕跡は認められなかった。 ○当該製品の電源コードの絶縁被覆の一部が焼損し、熔融痕が認められたが、焼損状況から二次痕と推定された。 ●当該製品には出火の痕跡は認められなかったことから、当該製品からの出火ではないものと推定される。 なお、当該製品に接続されていた他社製ヒーターの空焚き又は未回収であった他社製ヒーターの電源コードからの出火の可能性が考えられたが、原因の特定はできなかった。	

	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	事故内容	判断理由	備考
4	A200801293 平成21年1月30日(愛知県) 平成21年2月26日	エアコン	(火災) 家人が留守中に火災が発生し、現場に当該製品があった。	<p>○当該製品は著しく焼損しており、外郭の樹脂部分はほぼ焼失していた。</p> <p>○電源コードは断線しており、断線部に溶融痕が認められたが、解析結果から二次痕と推定された。</p> <p>○電源基板、コントローラー基板、ファンモーターや主電源スイッチ部等の電気部品には、溶融痕等の出火の痕跡は認められなかった。</p> <p>●当該製品の基板や電気部品に異常はなく、電源コードの溶融痕は延焼による二次痕と推定されたことから、製品に起因しないものと推定される。</p> <p>なお、出火元については特定できなかった。</p>	使用約12年
5	A200801320 平成21年3月3日(大阪府) 平成21年3月5日	電気ストーブ(ハロゲンヒーター)	(火災・死亡1名) 火災が発生し、1名が死亡した。現場にあった当該製品への可燃物接触による出火の可能性もある。	<p>○当該製品は著しく焼損していたが、溶融痕等の出火の痕跡は認められなかった。</p> <p>○スイッチの位置が強の位置にセットされており、通電状態であった。</p> <p>○当該製品の近くに掛け布団が敷かれていた。</p> <p>●当該製品に通電中、掛け布団がヒーター部分に近接していたため、掛け布団から出火したものと推定される。</p> <p>なお、当該製品の本体表示や取扱説明書には、布団などの燃えやすい物の近くで使用しない、就寝時、就寝中は使用しない、寝具などが触れると火災の原因になる旨記載されていた。</p>	

	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	事故内容	判断理由	備考
6	A200801344 平成21年2月4日(大阪府) 平成21年3月12日	段差解消機	(重傷1名) 当該製品を設置し、初めて使用する際に、テーブルを下降しようとスイッチを押しても下がらなかったため、家の中からテーブルに手を付き、身を乗り出した状態で電源スイッチを確認していたところ突然テーブルが急降下したため、転落し、重傷を負った。	○レンタル業者が、当該製品を設置する際、十分な動作確認を行っていなかった。 ○当該製品は、車いす等をテーブルに載せて上下に昇降させ段差を解消し、移動をスムーズに行うものであった。 ○当該製品の上限高さの設定が仕様を超えて設置されていた。 ●レンタル業者が当該製品を設置した際に上限高さを超えて設置したため、テーブルが上限高さより上がってしまい、テーブルに組み付けられていた部品(下限リミットスイッチ)が他の部品に引っかかっていた。その状態で使用者がテーブルを下げようと下降スイッチを押しつづけたところ、引っかかりが外れてテーブルが落下したものと推定される。	
7	A200801362 平成21年3月11日(神奈川県) 平成21年3月18日	エアコン(室外機)	(火災) 当該製品設置場所付近から出火する火災が発生した。	○火災発生時に当該製品は使用されていないかった。 ○当該製品は、背面の外郭が著しく焼損し、冷媒配管が破裂しており、アルミフィンの焼損が著しかった。 ○背面右側上部には、電装部品が取り付けられており、基板の焼損が著しいが、熔融痕等の出火の痕跡は認められなかった。 ●当該製品の背面の外郭が著しく焼損していたが、内部基板等には出火の痕跡はなく、当該製品は使用されていないことから、外部から焼損したものと推定される。	使用約13年

	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	事故内容	判断理由	備考
8	A200801367 平成21年2月5日(福岡県) 平成21年3月18日	電子レンジ	(火災) 当該製品を使用したところ、当該製品から出火した。	<p>○当該製品の庫内は煤けており、付属品の角皿(鉄製)が置かれていた。</p> <p>○角皿(鉄製)と庫内にはスパーク痕が複数あり、庫内底面に穴が開き内部のシリコンシール材が焼損していた。</p> <p>●使用者が電子レンジを使用する際に、禁止されている角皿(鉄製)を庫内に置いて繰り返し使用したため、スパークが発生して庫内底面に穴が開き、内部のシリコンシール材から出火したものと推定される。</p> <p>なお、取扱説明書には角皿(鉄製)はレンジ加熱調理で使用してはならない旨、記載されていた。</p>	
9	A200801375 平成21年3月11日(兵庫県) 平成21年3月23日	IH調理器	(火災) 当該製品で調理中に油を入れた市販の鍋から煙が出てきたため蓋を取ったところ油が出火し、炎が上がった。	<p>○当該製品は正常に作動する状態であった。</p> <p>○使用者は、付属の天ぷらなべではなく、市販のなべを使用し、油量は最低油量(560cc)未満の約500ccであった。</p> <p>○使用者は揚げ物モードではなく、加熱モードを使用していた。</p> <p>●使用者が当該製品で揚げ物調理をする際に、加熱モードにより付属のなべとは材質、厚みの異なる市販のなべを用いて、取扱説明書に記載の油量より少ない油量で天ぷら油を加熱したため、油が出火したものと推定される。</p> <p>なお、取扱説明書には揚げ物調理には必ず付属の天ぷら鍋を使用し、560cc未満の油では調理しない旨、記載されていた。</p>	

	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	事故内容	判断理由	備考
10	A200801380 平成21年1月28日(三重県) 平成21年3月23日	水槽用サーモスタット 付ヒーター	(火災) 延長コードに接続していた当該製品のプラグ付近から出火する火災が発生し、床の一部が焼損した。	<p>○当該製品を接続していた延長コードのタップ部分は外郭樹脂が焼損しているだけで、内部に焼損は認められなかった。</p> <p>○温度調節器の外郭樹脂及び基板は著しく焼損しており、差込みプラグ部は焼失していた。</p> <p>○基板の内部には緑青が認められた。</p> <p>●当該製品の差込みプラグの付け根部から内部に水が浸入したため、トラッキングが発生し、出火に至ったものと推定される。</p>	
11	A200801387 平成21年3月9日(愛知県) 平成21年3月24日	布団乾燥機	(火災) 当該製品の電源コードプラグ部から火花が出た。	<p>○当該製品は電源プラグ部が焼損しているが、本体に異常は認められなかった。</p> <p>○電源プラグ部は、片側の栓刃が回収されておらず、当該栓刃のカシメ部近傍を中心に大きく欠損していた。</p> <p>○電源プラグ内部にある栓刃の芯線カシメ部で芯線が断線し、断線部に溶融痕が認められた。</p> <p>○当該製品は電源コードを取り替えれば正常に使用することができた。</p> <p>●長期使用(約19年)の間に、使用時に電源コードに引っ張り等のストレスが加えられたために、コード芯線カシメ部で芯線が断線し、断線部でスパークが発生して、出火、焼損に至ったものと推定される。</p>	

	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	事故内容	判断理由	備考
12	A200801392 平成21年3月17日(大阪府) 平成21年3月25日	エアコン(室外機)	(火災) 出火現場となったベランダに当該製品があった。	<p>○事故発生時、当該製品は使用されていなかった。</p> <p>○当該製品の外郭を構成する樹脂及び送風ファンは焼失していた。</p> <p>○当該製品は正面左側の電気部品のない箇所が著しく焼損していた。</p> <p>○基板、端子台等の電気部品には、出火の痕跡は認められなかった。</p> <p>●出火当時、当該製品は使用されておらず、電気部品のない箇所が著しく焼損し、内部の電気部品から出火した痕跡は認められなかったことから、外部から焼損したものと推定される。</p>	使用約8年
13	A200801393 平成21年3月12日(福岡県) 平成21年3月25日	電気こんろ	(火災) 当該製品の上に置いていた鍋が空焚きになり付近の可燃物が焼損した。	<p>○当該製品のスイッチは押し回し式であるが、スイッチの周りにはガードが取り付けられていた。</p> <p>○当該製品は、電子回路は搭載されておらず、ノイズによる誤作動は発生しない構造であった。</p> <p>●当該製品には異常はなく、容易に電源が入らない構造であったことから、何らかの原因でスイッチが入れられたため、片手鍋が空焚き状態となり近傍の可燃物が加熱されて焼損したものと推定される。</p>	

	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	事故内容	判断理由	備考
14	A200900007 平成20年10月26日(京都府) 平成21年4月2日	電気湯沸器	(重傷1名) 女兒が当該製品を引き寄せた際に、ポットが倒れて蓋が開いたため、お湯がかかり火傷を負った。	○当該製品は、蓋の左右のロック解除ボタンを同時に押すと蓋が開く構造であった ○蓋の開閉ロックが正常に掛かった状態で転倒試験を行った結果、蓋が開くことはなかった。 ●当該製品の蓋は容易に開くことはないことが確認されたことから、開閉ロックが解除された状態であったため、当該製品が転倒した際に蓋が開き湯が漏れたものと推定される。	
15	A200900049 平成21年2月24日(愛知県) 平成21年4月15日	電気ストーブ	(火災・死亡1名) 1人が死亡する火災が発生し、現場に当該製品があった。	○当該製品は、全体が焼損していた。 ○当該製品内部の配線、配線接続部には熔融痕等の出火の痕跡は認められなかった。 ○電源コードは、断線しており、熔融痕が認められたが二次痕と推定された。 ●当該製品は事故時に通電中であったと考えられるが、内部に出火した痕跡はなく、外部から焼損したものと推定される。	

	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	事故内容	判断理由	備考
16	A200900055 平成20年11月13日(千葉県) 平成21年4月16日	コンセント付洗面化粧台	(火災) 当該製品のコンセントに電気ストーブを接続して使用していたところ、コンセント部から出火した	<p>○当該製品は、風呂場に隣接した脱衣所の窓に木枠を渡して設置されていた。</p> <p>○当該製品は、コンセント周辺が著しく焼損していた。</p> <p>○コンセント周囲の電源コードと内部配線との接続部は腐食し緑青が生じていた。</p> <p>●当該製品が風呂の脱衣所の窓に木枠を渡して設置されていたことにより、湿気や結露が当該製品の背面から入り込み内部配線が腐食したため、過熱して出火に至ったものと推定される。</p>	
17	A200900082 平成21年4月12日(香川県) 平成21年4月27日	電気冷蔵庫	(火災) 建物を全焼する火災があり、現場に当該製品があった。	<p>○当該製品は著しく焼損していたが、内部の電気部品には、熔融痕等の出火の痕跡は認められなかった。</p> <p>○電源コードは一部被覆が焼損しており、電源プラグ近傍で断線していたが、熔融痕等の出火の痕跡は認められなかった。</p> <p>○当該製品の電源コードが接続されていたコンセント付近は焼損が著しく、電源プラグ及びコンセントの樹脂部分は、焼失し原型を留めていなかった。</p> <p>●当該製品の電気部品に出火の痕跡は認められないことから、電源コードが接続されていたコンセントのトラッキング等により出火に至ったものと推定される。</p>	・A200900083(石油温風暖房機(開放式))と同一事故(資料5-(1)掲載)

	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	事故内容	判断理由	備考
18	A200900084 平成21年1月27日(大阪府) 平成21年4月27日	携帯型音楽プレーヤー	(重傷1名) 電車内で当該製品を使用していたところ、耳に電気が流れたような痛みを感じ、耳が聞こえにくくなった。	○当該製品は正常に作動し、内部基板についても異常は認められなかった。 ○イヤホン(付属品)は、耳に取り付けた状態では直接金属部分が人体に触れる箇所はなく、当該イヤホンから放電した痕跡も認められなかった。 ●当該製品には、異常は認められず、正常に作動したことから、使用者の耳が聞こえにくくなった原因については不明であるが、当該製品によるものではないと推定される。	
19	A200900088 平成21年4月26日(兵庫県) 平成21年4月28日	電子レンジ	(火災) 店頭で展示されている当該製品の庫内から発煙した。	○当該製品は庫内底部に焼残物が見られた以外は、異常は認められなかった。 ○当該製品は事故発生時、店頭展示用の「デモモード」ではなく、調理可能な「通常モード」に設定されていた。 ○同等品による電源ノイズ試験の結果、誤作動は認められなかった。 ●当該製品は、庫内底部の焼残物以外に異常は認められず、何らかの原因で「デモモード」が解除され、更に電源スイッチが入ったことにより、庫内にあった可燃物が焼損したものと推定される。	

	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	事故内容	判断理由	備考
20	A200900099 平成21年4月23日(大阪府) 平成21年5月1日	電気オーブンレンジ	(火災) 当該製品を使用中に本体背面付近から発煙・出火した。	<p>○当該製品は背面及び天板に変色が認められた。 ○当該製品の背面内部の焼損が著しかった。 ○リレー基板等には異常発熱の痕跡は認められなかったが、ゴキブリの糞尿が付着していた。 ●当該製品のリレー基板等にゴキブリの糞尿が付着したことにより温度センサー等の温度検知回路に異常が発生したため、発煙・出火に至ったものと推定される。 なお、事故当時、当該製品は電源プラグをコンセントから抜き、販売店または事業者に連絡する旨の異常を示すエラー表示が出て使用できない状態であった。</p>	
21	A200900105 平成21年4月25日(東京都) 平成21年5月8日	温水洗浄便座	(火災) 当該製品付近から発煙する火災が発生した。	<p>○当該製品は、熱交換器、温水ヒーター、操作部等が著しく焼損していた。 ○熱交換器の一部に腐食、炭化、熔融欠損が認められた。 ○当該製品は、洗浄ノズル本体に亀裂が生じ、洗浄機能使用時に漏れた水により、バイメタルスイッチが被水する状態であった。 ○使用者は当該製品が約2年前から漏水していることを認識していたが使用を継続していた。 ●長期使用(約24年)により当該製品がノズル本体の亀裂から水が漏れる状態であったが、使用者が修理せず約2年間そのまま使用を継続していたため、バイメタルスイッチが繰り返し被水したことで、接点腐食による絶縁不良により出火したものと推定される。</p>	

	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	事故内容	判断理由	備考
22	A200900135 平成21年3月(東京都) 平成21年5月20日	電気あんか	(重傷1名) 当該製品を使用していたところ、低温やけどを負った。	○当該製品に通電し温度測定を行った結果、最高温度は電気用品安全法の基準に合致していた。 ●当該製品の使用状態の温度に関しては異常は認められなかったことから、使用者が通電状態の当該製品を体に接触させて就寝したため、低温やけどを負ったものと推定される。 なお、取扱説明書には「長時間使用する場合は、体から離して使用する」旨、低温やけどに関する注意事項が記載されていた。	
23	A200900155 平成21年5月16日(埼玉県) 平成21年5月26日	エアコン(室外機)	(火災) 庭で焚き火をし、消火せずにその場を離れしばらくすると当該製品及び周辺が燃えていた。	○当該製品は著しく焼損しており、樹脂製の外郭中央部、ファンが焼失していた。 ○当該製品内部の電気部品、内部配線には出火の痕跡は認められなかった。 ●当該製品は著しく焼損していたが、出火の痕跡は認められなかったため、当該製品からの出火ではないと推定される。 なお、出火元については特定できなかった。	使用約15年

	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	事故内容	判断理由	備考
24	A200900160 平成21年5月4日(静岡県) 平成21年5月29日	電気カーペット	(火災・軽傷1名) 火災が発生し、現場に当該製品があった。	<p>○当該製品の上には、雑誌やタバコの吸い殻が散在していた。</p> <p>○当該製品はカーペット部が焼損していたが、コントローラー内部の基板に焼損は見られなかった。</p> <p>○当該製品の電源スイッチは「入」の状態であった。</p> <p>○コントローラー内部の温度ヒューズ(91℃)が溶断していた。</p> <p>●当該製品に発火に至る痕跡は認められないことから、当該製品からの出火ではないと推定される。</p>	
25	A200900180 平成21年2月13日(兵庫県) 平成21年6月5日	ネイル乾燥器	(重傷1名) 当該製品を使用し、指の爪に塗ったネイルジェルを繰り返し乾燥させていたところ、指に火傷を負った。	<p>○当該製品に使用されている、照射される紫外線はUV-Aであった。</p> <p>○当該製品の庫内温度を測定した結果、通電開始から約1時間後の最高温度は45℃であった。</p> <p>○使用者は、両手の爪に塗ったジェルの乾きが悪かったため、当該製品を繰り返し使用(1回あたり2~3分で合計20分)していた。</p> <p>●当該製品に異常は認められないことから、製品に起因しないものと推定される。</p> <p>なお、当該製品は、合計約20分の使用で低温やけどに至る可能性は極めて低く、また、当該製品から照射される紫外線は、一般的に短時間の照射では皮膚に与える影響は小さいものと推定される。</p>	

	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	事故内容	判断理由	備考
26	A200900376 平成21年5月4日(岡山県) 平成21年8月6日	水槽用ヒーター	(火災) 火災が発生し、現場に当該製品があった。	<p>○当該製品は、ヒーター一部が煤けた状態で、内蔵された温度ヒューズは溶断していた。</p> <p>○ヒーター線には溶融痕等の出火の痕跡は認められなかった。</p> <p>○電源コードは被覆が一部焼失していたが、溶融痕等の出火の痕跡は認められなかった。</p> <p>○同等品による空焚き試験では、温度ヒューズが作動し通電が遮断することが確認された。</p> <p>●当該製品には出火した痕跡が認められなかったことから、当該製品に起因しないものと推定される。</p> <p>なお、出火元については特定できなかった。</p>	
27	A200900379 平成21年7月31日(島根県) 平成21年8月6日	エアコン	(火災) 当該製品周辺を焼損する火災が発生した。	<p>○当該製品はファンモーターのリード線近傍が著しく焼損していた。</p> <p>○当該ファンモーター端子の先端には溶融痕が認められた。</p> <p>○リード線コネクター部からは、エアコン洗浄スプレーに含まれる成分が検出された。</p> <p>●使用者がエアコン洗浄スプレーを使用した際、ファンモーターのリード線近傍に噴霧したため、洗浄剤がコネクター部に浸入し、トラッキングが発生し出火に至ったものと推定される。</p> <p>なお、当該製品の取扱説明書及び本体には、「エアコンクリーニングについては、販売店又は修理窓口に連絡すること。お客様自身で実施すると、故障、事故の原因になる」旨、記載されていた。</p>	使用4～6年

	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	事故内容	判断理由	備考
28	A200900613 平成21年10月29日(岡山県) 平成21年11月4日	エアコン(室外機)	(火災) 当該製品を焼損する火災が発生した。	○当該製品は火災発生当時、運転状態ではなかった。 ○当該製品は、全体に焼損していたが、電装ボックスのある本体右側よりも、電装部品の無い本体左側部分の焼損が著しかった。 ●当該製品は、電装部品の無い本体左側の焼損が著しく、出火当時は運転状態でなかったため、外部から焼損したものと推定される。	使用11～13年
29	A200900809 平成21年12月21日(栃木県) 平成21年12月28日	エアコン(室外機)	(火災) ベランダに設置していた当該製品及び周辺が焼損する火災が発生した。	○当該製品は樹脂製前面グリルとファンが焼失し、熱交換器のアルミフィンが溶融し、中央下部の配管が破裂していた。 ○電装部品には異常は認められなかった。 ○内外接続線は、被覆が焼損していたが、溶融痕等の出火の痕跡は認められなかった。 ●当該製品には出火の痕跡は認められなかったことから、当該製品に起因しないものと推定される。 なお、出火元については特定できなかった。	使用約6年3ヵ月

	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	事故内容	判断理由	備考
30	A200900823 平成21年10月7日(沖縄県) 平成21年12月28日	非接触型ICカード	(火災) 当該製品を財布の中に入れていたところ、当該製品、他の磁気カード及び財布の一部が焦げていた。	○当該製品はICチップ、アンテナ線で構成され、内部電源がない構造であった。 ○同等品により、IHこんろ、アマチュア無線機による電磁波で焼損を生じないか確認した結果、焦げや焼損等の異常は認められなかった。 ●当該製品は電池等の電源を内蔵しておらず、自ら発熱することはないことから、何らかの原因により焼損したものと推定される。	
31	A200900883 平成21年12月28日(千葉県) 平成22年1月15日	電動アシスト自転車	(重傷1名・軽傷1名) 当該製品で走行中、転倒し、1名が重傷、1名が軽傷を負った。	○当該製品の前ホークは左右とも後方へ曲がっていたが、表面に亀裂、傷等は認められなかった。 ○前ホークとフレームとの溶接部に亀裂や溶接不良は認められなかった。 ○前輪のスポーク及び泥よけステーに異物を挟み込んだ際にみられる変形や摩擦痕は認められなかった。 ○バッテリーに変形や焼損はみられず、電動アシスト機構は正常に作動することが確認された。 ●当該製品には異常が認められないことから、製品に起因しないものと推定される。 なお、強度はJISやBAA基準を満足していた。	

	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	事故内容	判断理由	備考
32	A200900884 平成21年12月17日(石川県) 平成22年1月15日	照明器具	(火災) 当該製品及び周辺が焼損する火災が発生した。	<p>○当該製品のソケットに取り付けられたLED常夜灯(使用者によって付け替えられたもの)の焼損が最も著しかった。</p> <p>○当該製品は、ソケット周辺の外郭樹脂が焼損していたが、内部の電気部品には出火に至る異常は認められなかった。</p> <p>○事故発生の時間帯に、周辺で複数回の落雷が観測されており、事故現場に置かれていた他の電気製品も故障していた。</p> <p>●当該製品には、溶融痕等の出火に至るような異常は認められないことから、当該製品に取り付けられたLED常夜灯が、落雷の影響によって出火し、ソケット外郭樹脂等に引火したものと推定される。</p>	
33	A200900907 平成21年12月30日(新潟県) 平成22年1月22日	電気衣類乾燥機	(火災) 当該製品を運転中に、当該製品から出火する火災が発生し、当該製品及び内容物が焼損した。	<p>○当該製品は、食品工場で使用されており、食材の油が付着したタオル等の乾燥に1日2~3回使用されていた。</p> <p>○当該製品は、ドラムの前枠と接するドラム外周部に全周にわたって著しい金属摩耗が認められ、庫内底部や回転軸受部にはフェルト状態の埃の堆積が認められた。</p> <p>○モーター、配線類等に短絡痕等の異常は認められなかった。</p> <p>●使用者が当該製品のフィルター掃除を怠ったため、埃が回転軸部等に侵入・堆積してドラム回転が偏心し、摩耗が生じたことにより発生した火花が、埃に引火し出火に至ったものと推定される。</p> <p>なお、取扱説明書には「糸くずフィルターは毎回清掃する」旨、記載されていた。</p>	

	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	事故内容	判断理由	備考
34	A200900985 平成22年1月19日(東京都) 平成22年2月8日	電気あんか	(火災) 当該製品を使用中、当該製品から出火し、当該製品及び周辺が焼損した。	<p>○当該製品の外部及び本体内部に異常は認められなかった。</p> <p>○当該製品の電源コードのプロテクター内で、片側の芯線が断線していた。</p> <p>○使用者はこれまで当該製品が暖まらないことがあることを認識しつつ使用を継続していた。</p> <p>●当該製品の電源コードが半断線し、故障状態であったにもかかわらず、使用者が使用を継続したことにより出火に至ったものと推定される。</p>	
35	A200901023 平成21年12月28日(埼玉県) 平成22年2月15日	空気清浄機(加湿機能付)	(重傷1名) 当該製品を持ち、階段を下りようとしたところ、水がこぼれ、足を滑らせ転倒し、1名が重傷を負った。	<p>○当該製品に故障や破損は認められなかった。</p> <p>○使用者は当該製品の水タンク及びトレイを抜かず持ち運んでいた。</p> <p>○当該製品の持ち運び用取っ手と水タンク取り外し用取っ手は、上下に9cm離れていた。</p> <p>○使用者は当該製品の持ち運び用の取っ手ではなく、水タンクを取り外す取っ手を持っていた。</p> <p>●使用者が当該製品を運ぶ際、水タンク及びトレイを抜かず、また、持ち運び用の取っ手ではなく水タンクを取り外す取っ手を持ったため、本体が傾き水が漏れたものと推定される。</p> <p>なお、取扱説明書には、移動時は、水タンク及びトレイを抜いて、本体側面の取っ手を両手でしっかり持ち、水平に持ち運ぶ。傾けたりゆすったりしないでください。水がこぼれて床をぬらす旨、記載されていた。</p>	

	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	事故内容	判断理由	備考
36	A200901039 平成22年2月1日(福岡県) 平成22年2月18日	除湿機	(火災) 当該製品から出火する火災が発生し、当該製品が 焼損した。	<p>○当該製品は電源コードがブッシング部付近で断線し、断線部に熔融痕が認められた。</p> <p>○断線箇所付近には、芯線を手よりで結線した修理痕が認められた。</p> <p>○当該製品は3年前に故障しており、その際に使用者が修理を行っていた。</p> <p>●使用者が行った電源コードの修理不良によって、修理された部分が使用を継続する間に異常発熱し、火災に至ったものと推定される。</p>	
37	A200901093 平成22年2月20日(広島県) 平成22年3月3日	ターミナルアダプター	(火災) 当該製品及び周辺が焼損する火災が発生した。	<p>○当該製品の樹脂製の外郭は焼損していたが、内部の基板部はほとんど焼損しておらず、熔融痕等の出火の痕跡は認められなかった。</p> <p>○当該製品の後部上方の焼損が著しいが、当該部にある電話線が接続されたポートの端子に異常発熱による変色やトラッキングの痕跡は認められなかった。</p> <p>○当該製品のACアダプター及び電源コードは焼損していなかった。</p> <p>●当該製品に出火の痕跡は認められないことから、外部からの延焼により焼損したものと推定される。 なお、出火元については特定できなかった。</p>	

	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	事故内容	判断理由	備考
38	A200901094 平成21年11月15日(岡山県) 平成22年3月3日	モデム(ADSL用)	(火災・軽傷1名) 当該製品が焼損する火災が発生し、1名が負傷した。	<p>○当該製品の樹脂製の外郭は、背面及び左側の焼損が著しい。</p> <p>○当該製品内部の基板部に熔融痕等の出火の痕跡は認められなかった。</p> <p>○当該製品のACアダプターの樹脂製の外郭の一部が焼損しているが、内部は焼損していなかった。また、電源コードは絶縁被覆は焼失していたが、熔融痕等の出火の痕跡は認められなかった。</p> <p>●当該製品に出火の痕跡は認められないことから、外部から焼損したものと判断される。</p> <p>なお、出火元については特定できなかった。</p>	
39	A200901171 平成22年3月10日(兵庫県) 平成22年3月30日	介護ベッド用手すり	(死亡1名) 介護ベッドの背を上げ、使用者を長座位の状態にして、その場を離れ、戻ったところ、当該製品に寄りかかる状態で死亡しているのが発見された。	<p>○事故当時、介護者は食事のため、当該製品の背を最大(約75度)にあげて使用者を長座位の状態にして部屋を離れていた。</p> <p>○使用者は、首の側面が当該製品に寄りかかった状態で発見された。</p> <p>●介護者が、当該製品の背上げを行ったままその場を離れたため、長座位の状態であった使用者が当該製品の上に倒れて首が乗り、頸動脈の血流が悪くなり死亡したものと推定される。</p> <p>なお、取扱説明書には「介護者、付き添いの方などがベッドから離れたり、療養されている方から一時的に目を離す際は、万一のベッドからの転落に備え、療養されている方の状況に応じてボトムの角度をフラットにして、ベッドの高さを一番低い位置にする」旨、記載されていた。</p>	

	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	事故内容	判断理由	備考
40	A201000005 平成22年3月22日(岡山県) 平成22年4月2日	電気式床暖房(ヒーターパネル)	(火災) 当該製品及び周辺が焼損する火災が発生した。	<p>○事故現場の焼損状況は、当該製品より床材の焼損が著しかった。</p> <p>○当該製品は、ヒーター線の絶縁被覆が一部焼損していたが断線しておらず、当該部から出火した痕跡は認められなかった。</p> <p>○コントローラーには出火の痕跡は認められず、正常に作動することが確認された。</p> <p>●当該製品には出火の痕跡は認められないことから、当該製品からの出火ではないものと推定される。</p>	
41	A201000008 平成22年3月24日(福岡県) 平成22年4月2日	電気冷蔵庫	(火災) 当該製品及び周辺が焼損する火災が発生した。	<p>○当該製品の背面下部の機械室内に著しい焼損が認められた。</p> <p>○電源コードに断線及び熔融痕が認められた。</p> <p>○機械室の内部配線に出火の痕跡は認められなかった。</p> <p>○機械室内には、紙、樹脂フィルム(ポリ袋等)の屑や小動物(ネズミ)の糞等が認められた。</p> <p>●小動物(ネズミ)が当該製品の電源コードを齧ったことによりショートが発生して出火したものと推定される。</p>	

	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	事故内容	判断理由	備考
42	A201000058 平成22年3月15日(宮城県) 平成22年4月16日	水槽用濾過装置	(火災) 当該製品及び周辺が焼損する火災が発生した。	<ul style="list-style-type: none"> <li>○当該製品の本体に焼損は認められなかった。</li> <li>○当該製品の電源コード、差し込みプラグに溶融痕等の出火の痕跡は認められなかった。</li> <li>○当該製品を接続していたテーブルタップは焼損が著しく、3口ある刃受けが一部焼失していた。</li> <li>●当該製品を接続していたテーブルタップ内部で水や埃の影響によりトラッキング現象が発生し出火に至ったものと推定される。</li> </ul>	A201000070及び A201000090と同一事故
43	A201000070 平成22年3月15日(宮城県) 平成22年4月22日	ACアダプター(ADSL モデム用)	(火災) 当該製品及び周辺が焼損する火災が発生した。	<ul style="list-style-type: none"> <li>○当該製品の本体は、テーブルタップ側の焼損が著しく、内部から出火した痕跡は認められなかった。</li> <li>○当該製品の出力コードに溶融痕等の出火の痕跡は認められなかった。</li> <li>○当該製品を接続していたテーブルタップは焼損が著しく、3口ある刃受けが一部焼失していた。</li> <li>●当該製品を接続していたテーブルタップ内部で水や埃の影響によりトラッキング現象が発生し出火に至ったものと推定される。</li> </ul>	A201000058及び A201000090と同一事故

	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	事故内容	判断理由	備考
44	A201000090 平成22年3月15日(宮城県) 平成22年4月28日	水槽用サーモスタット 付ヒーター	(火災) 当該製品及び周辺が焼損する火災が発生した。	<p>○当該製品の本体に焼損は認められなかった。</p> <p>○当該製品の電源コードは、被膜の一部が溶融しているものの、溶融痕等の出火の痕跡は認められなかった。</p> <p>○当該製品の差し込みプラグは、テーブルタップ内の刃受けと接触する箇所溶融していた。</p> <p>○当該製品を接続していたテーブルタップは焼損が著しく、3口ある刃受けが一部焼失していた。</p> <p>●当該製品を接続していたテーブルタップ内部で水や埃の影響によりトラッキング現象が発生し出火に至ったものと推定される。</p>	A201000058及び A201000070と同一事故
45	A201000240 平成22年6月4日(香川県) 平成22年6月21日	縁台	(重傷1名) 当該製品に足を乗せたところ、転倒し、負傷(腰・骨折)した。	<p>○当該製品の強度や安定性に異常は認められなかった。</p> <p>○当該製品の棧には、何らかの力が加わって破損したと思われる痕跡が認められた。</p> <p>●使用者が当該製品に足をかけた際にバランスを崩し、転倒したものと推定される。</p> <p>なお、本体表示には「本商品の上に立ったり、踏み台として使用しない。転倒してケガをするおそれがある。」旨、記載されていた。</p>	

	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	事故内容	判断理由	備考
46	A201000455 平成22年8月17日(岡山県) 平成22年8月27日	電動車いす(ハンドル形)	(死亡1名) 当該製品及び使用者が川へ転落した状態で発見され、病院に搬送されたが死亡が確認された。	○事故現場は、道幅が約3mのアスファルト舗装路であった。 ○当該製品のハンドル、クラッチ及びブレーキには異常は認められなかった。 ○当該製品は、事故後も正常に走行することが確認された。 ●当該製品に事故につながる異常は認められず、原因は特定できなかった。	
47	A201000507 平成22年9月2日(島根県) 平成22年9月10日	電動車いす(ハンドル形)	(死亡1名) 当該製品及び使用者が川へ転落し、病院に搬送されたが翌日死亡した。	○事故現場は、道幅約6mの河口岸壁上の舗装された道路であった。 ○当該製品は、転落時に付いたと思われるフレームの擦り傷が認められた。 ○当該製品のハンドル、クラッチ及びブレーキには異常は認められなかった。 ●当該製品に事故につながる異常は認められず、原因は特定できなかった。	